

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、株主の皆様から託された資本を有効活用し、事業活動を通じ健全な利益をあげることににより、継続的に株主価値の増大を図っていくことが、企業経営の基本使命であると考えております。この基本使命を念頭に置いて、「株主・投資家の皆様」はもとより、「お客様」、「ビジネス・パートナー」、「従業員」、「社会」の各ステークホルダーに対する責任を果たしながら、確実に成長していくことが当社グループの社会的存在価値であると考えております。コーポレート・ガバナンスにおいては、「企業経営の透明性の確保」と「企業経営者の独走を牽制するための独立性の確保」の強化が重要な経営課題であると認識しており、業務執行にあたっては、加工食品、水産、畜産、低温物流、不動産、バイオサイエンスなど、多岐にわたる事業活動を営むために、持株会社体制のもと、「業務執行と経営監視の区分の明確化」、「意思決定の迅速化」、「コンプライアンスの強化・徹底」を推進してまいります。

なお、当社は、社外監査役の機能発揮を含めて、会社法が求める監査役の役割は十分に果たしているものと考えており、現時点では、監査役制度を継続し、取締役会ならびに監査役会の機能をさらに強化し、経営の監視力を高めていくことが適切であると判断しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	19,364,000	6.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	19,056,000	6.44
日本生命保険相互会社	12,462,055	4.21
株式会社三菱東京UFJ銀行	9,733,000	3.29
株式会社みずほ銀行	8,630,731	2.92
第一生命保険株式会社	5,716,000	1.93
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	5,598,550	1.89
株式会社損害保険ジャパン	5,530,000	1.87
農林中央金庫	5,350,400	1.81
株式会社日清製粉グループ本社	4,316,500	1.46

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

資本構成について特に補足すべき事項はありません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数

50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
判治 誠吾	他の会社の出身者											
三品 和広	学者											
谷口 真美	学者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
判治 誠吾	○	——	長年にわたり会社経営に携わっており、その豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役に就任いただいております。また、経営陣との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。
三品 和広	○	——	主に経営戦略とオペレーションズマネジメントをテーマとした研究活動を行っており、その専門家としての学識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役に就任いただいております。また、経営陣との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。
			ダイバーシティ・マネジメントやグローバル・リ

谷口 真美	○	——	ーダーシップをテーマとした研究活動を行っており、その専門家としての学識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役にご就任いただいております。また、経営陣との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。
-------	---	----	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人は新日本有限責任監査法人であります。監査は当社グループを対象とした法定監査などであり、そのほか個別案件ごとに会計処理の適法性や会計基準の準拠性の事前確認を行うとともに、適宜アドバイスを受けております。当社および中核事業会社3社(*)の監査役(以下、「各社の監査役」という。)と会計監査人は、それぞれの独立性を保持しつつ、積極的にコミュニケーションをとるよう心がけ、当社グループの内部統制システムの評価などを中心に監査課題の共有化を図るとともに、監査業務の品質向上と効率化のため、次のとおり連携をしております。

- ・会計監査人は監査計画策定時において、各社の監査役へ報告・意見交換を行う会合を開催しております。
- ・各社の監査役と会計監査人は、当社グループの内部監査部門である経営監査部を交えて、定期的に監査実施状況等の連絡会議を開催しております。また、各社の監査役は必要に応じて会計監査人の監査現場への立会いを行っております。
- ・各社の監査役は、会計監査人の監査報告書等の記載内容について説明を受けるなど、定期的に情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
齊田 國太郎	弁護士													
植野 道雄	他の会社の出身者													
岡島 正明	その他													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----	--------------	-------

	役員		
齊田 國太郎	○	——	法曹界の出身者であり、法律の専門家としての知識・経験等を当社の監査に反映していただくため、社外監査役にご就任いただいております。また、経営陣との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。
植野 道雄	○	植野氏は、過去(10年前)に、当社の主要な取引銀行である株式会社みずほコーポレート銀行(現・株式会社みずほ銀行)の業務執行者として勤務しておりました。 なお、平成26年3月末現在、当社の総資産に対する同行からの借入比率は6.6%であります。	長年の銀行業務および経営者としての豊富な経験により培われた企業経営に対する高い見識と監督能力を、当社の監査に反映していただくため、社外監査役にご就任いただいております。また、植野氏は、平成16年3月まで、当社の主要な取引銀行である株式会社みずほコーポレート銀行(現・株式会社みずほ銀行)の業務執行者でありましたが、同行からの借入依存度は突出しておらず、当社に対する影響度は希薄であることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。
岡島 正明	○	——	行政分野における豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役にご就任いただいております。また、経営陣との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	6 名
--------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

賞与額の算出については、目標管理制度を導入し、当社グループ全体業績、各取締役の個人業績および定性的評価項目の評価をもとに、代表取締役が総合的に判断して決定しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書においては取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)および社外役員に区分して各々の総額を開示しております。また、営業報告書(事業報告書)においては取締役および監査役に区分して各々の総額を開示し、社外取締役および社外監査役の報酬を内書きしております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の月次報酬額の算出については、役割に応じて報酬の範囲を定め、実績に応じた毎年1回の報酬額の改訂を代表取締役が実施しており、取締役の賞与額の算出については、目標管理制度を導入し、当社グループ全体業績、各取締役の個人業績および定性的評価項目の評価をもとに、代表取締役が総合的に判断して決定しております。また、監査役の月次報酬額の算出については、監査役会にて一定の水準を基に報酬額を協議して決定しており、その内容を代表取締役に対し通知しております。

なお、当社では役員退職慰労金制度は平成18年6月に廃止しております。また、株式報酬型ストックオプションは導入しておりません。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役のサポート体制としては、専従スタッフは配置しておらず、当社の各部が兼務し、重要案件については事前に内容を説明のうえ意見交換を行うとともに、原則として取締役会開催前に資料の事前配付を行っております。

また、社外監査役(社内監査役を含む)に対しては、経理部門より四半期ごとに連結・個別決算の概況および特記事項について説明するなど情報交換会を開催しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

監査役設置会社制度を採用している当社においては、経営の透明性の向上と経営監督機能の強化を図るため、取締役の任期を1年とし、社外取締役を選任するとともに、毎月1回以上の取締役会を開催しております。社外取締役は経営陣からは独立した立場で、経営戦略や投資に係る事業計画、内部統制システムの構築などに関する案件を審議するとともに、グループ戦略・経営方針の策定、業務執行に関するモニタリングに参画しております。また、監査役による監督については、財務・会計に知見を有する監査役を選任するとともに、経営陣からは独立した立場にある社外監査役を選任しているほか、両代表取締役が、取締役会への業務執行状況報告とは別に、監査役会に対して定期的に業務執行状況を報告する機会を設けるなど、業務執行に対する監査役の監督機能を充分果たせる仕組みを構築しております。このように、当社は、監査役の機能を有効に活用しながら、経営に対する監督機能の強化を図る仕組みを構築しております。

また、当社は持株会社であります。各事業会社に大幅な権限委譲を行う一方、事業のモニタリング機能を強化するため、持株会社の組織に事業経営支援部を設置しております。同部は、各事業会社の監査役(非常勤)を兼務するとともに、各事業会社の経営進捗状況等をモニタリングし、その結果を毎月持株会社へ報告するほか、各事業会社に対し経営のサポートも行っております。

なお、当社はコーポレート・ガバナンスを有効に機能させるため、取締役会の諮問機関として「グループ人財委員会」、「グループリスクマネジメント委員会」、「グループ環境保全委員会」、「グループ品質保証委員会」、「グループ内部統制委員会」、「グループ役員審査委員会」、「グループ社会貢献委員会」を、代表取締役社長の業務執行に資することを目的として「経営会議」、「審査委員会」、「知的財産管理委員会」をそれぞれ設置しており、各種委員会の概要は別添の模式図に記載のとおりであります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

前述の「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載しました通り、経営の透明性の向上と経営に対する監督機能の強化を図るために、現状の体制を構築しております。

なお、社外取締役は経営陣からは独立した立場で、経営戦略や投資に係る事業計画、内部統制システムの構築などに関する案件を審議するとともに、グループ戦略・経営方針の策定、業務執行に関するモニタリングに参画しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日の中1週間前に発送する方針としております。
集中日を回避した株主総会の設定	平成13年6月開催の定時株主総会より実施しております。
電磁的方法による議決権の行使	証券代行機関が開発したウェブサイトを利用し、電子投票制度を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームへ参加しています。
その他	当社ホームページにて招集通知を掲載しております。 (http://www.nichirei.co.jp/ir/kabushiki/t_soukai.html)

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家および証券アナリストを対象とした説明会を第2四半期、期末の年2回開催しております。決算内容および主要事業別の戦略と進捗状況の説明のほか、質疑応答の時間を設けております。また、第1・第3四半期については、機関投資家および証券アナリストを対象に決算内容の説明と質疑応答を中心とした電話会議を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	「株主・投資家情報」として次の内容を掲載しております。グループ報告書、有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、四半期決算短信、決算情報以外の適時開示資料、決算説明会資料、アニュアルレポート、その他IRに関する事項など	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務IR部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの「企業経営理念」および「行動規範」において、各ステークホルダーの尊重について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR活動としてニチレイグループ「6つの責任」を策定し、グループ一体となってCSR活動を推進しております。環境保全活動につきましては、地球温暖化防止、持続可能な資源循環の推進、自然との共生を3つの重点課題とし、取り組んでおります。これらCSR活動や環境保全活動の詳細につきましては、「CSRレポート」又は当社ホームページをご覧ください。 (http://www.nichirei.co.jp/csr/env/index.html)
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループの企業経営理念に「透明性の高い経営の推進」に関する項目を定め、適時開示の迅速性・正確性・公平性を図るとともに、株主・投資家の皆様に対する説明責任を継続的に果たすよう努めております。
その他	ニチレイグループでは、ダイバーシティ(異なる属性や発想・価値を認め、従来と異なる新しい考え方や価値意識を受け入れるだけの許容力を、企業革新の一つの原動力に変えること)の推進を通じて、労働力の確保、従業員の働きがいの向上、さらには新たな発想や価値の創造の実現を目指しています。女性の活躍支援に関しましては、育児休業期間を最大2年とし、短時間勤務の対象を小学校4年生の子どもを持つ親に拡大する等、仕事と子育ての両立支援に向けた制度整備に努めております。また、ニチレイフーズではJ-Win(特定非営利活動法人ジャパン・ウィメンズ・イノベティブ・ネットワーク)、JAFE(日本女性エグゼクティブ協会)の活動に参画し、女性社員を継続的に派遣しているほか、ニチレイロジグループでは、女性初の所長を輩出(2013年度)する等、女性のキャリアアップにも取り組んでいます。当社の女性役員は、現在、社外取締役1名ですが、昨年度からは、タレントマネジメントシステムを導入し、女性の幹部候補登用への活用も検討しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループは、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性確保」、「事業活動に関わる法令等の遵守」、「資産の保全」を図るため、内部統制システムを整備・運用していくことが、企業価値の向上につながるものと認識しております。

当社は、会社法に基づく取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備として、内部統制システムの基本方針を次のとおり定めておりますが、経営環境の変化等に対応するために毎年見直し、改善に努めてまいります。

＜当社の内部統制システムの基本方針＞

1. 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することならびに効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、グループの企業経営理念および行動規範に基づき、法令・定款の遵守はもとより、不正や反社会的な企業行動をとらないという姿勢を堅持し、あくまでも社会の公器としてふさわしい公正な企業間競争に徹する。

(2) 当社は、持株会社として、グループ全体の内部統制システムの整備・運用・定着、グループ全体の経営戦略の策定、グループ内監査の実施、各事業会社に対するモニタリング、資金の一括調達などを通してグループ経営を推進し、コーポレート・ガバナンスを強化する。

(3) 当社は、グループ経理基本規程に基づき、ディスクロージャーの迅速性・正確性・公平性を図るとともに、株主・投資家等に対する説明責任を継続的に果たし、企業内容の透明性を高める。

(4) 当社は、グループ内部監査部門を設置し、グループ内部監査規程に基づき、グループ各社の内部統制システムに関する監査を実施する。

(5) 当社は、グループ内部通報規程に基づき、企業倫理に違反する行為についての通報や相談に応じるため、通報者を保護する内部通報制度（ニチレイ・ホットライン）を設け、違反行為の早期発見と是正に努めるとともにコンプライアンスを徹底する。

(6) 当社は、取締役会規程・職制規程などの社内規程に基づく職務権限・意思決定ルールにより適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理ならびに子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

(1) 当社は、取締役会議事録、回議書その他職務の執行に係る情報を法令および取締役会規程、グループ文書管理規程、情報セキュリティ管理規程などの社内規程に基づき適切に記録・保存・管理・維持する。

(2) 当社は、グループ経営規程、グループ付議・回議規程その他の当社グループに係る規程に基づき、子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の報告を受ける。

(3) 当社の取締役および監査役は、当社各部門が電磁的に記録・保存・管理・維持する職務の執行に係る情報を直接、閲覧・謄写することができる。

(4) 当社の取締役および監査役から要求があるときは、当社各部門は速やかに指定された情報・文書を提出し、閲覧に供する。

3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、グループリスク管理規程に基づき、グループリスクマネジメント委員会においてグループ全体のリスクの識別・評価を行い、グループのリスクマネジメントサイクルの仕組みを整備する。

(2) 当社および各事業会社は、リスクマネジメントサイクルに基づき、企業活動に関連するリスクに対してはその内容に応じて、それぞれ自主的かつ主体的に対応するとともに、重要な事項については持株会社の取締役会等へ報告のうえ対応を協議する。

(3) 当社は、グループ危機管理規程に基づき、災害・事故・事件等の事業継続に関わる危機発生時に迅速かつ適切に対処する。

4. 上記1. から3. までは掲げる体制のほか、当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、持株会社として、ニチレイグループのミッション・ビジョンの実現に向け、グループ戦略の立案・決定・遂行、経営資源の適正な配分、グループ全体に対するモニタリング・リスクマネジメントの実施、ならびに株式公開会社としての責任を遂行する。

(2) 当社は、CSR本部として、取締役会のサポートを行うコーポレートスタッフ部門、グループのモニタリング機能を果たす内部監査部門、グループの研究開発ならびに品質保証を担当する部門で構成する。

(3) 各事業会社は、独立会社としての一切の機能（企画、開発、生産、販売、管理など）の一連の経営機能を取り込み、各代表取締役社長の執行権限により組織の自立性を高め、市場から要求されるスピードに対応できるように環境適応力を高める。

(4) 当社および各事業会社におけるグループ間取引は、会計原則・税法その他の規範に基づき適正に行う。

5. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方ならびにそれを確保するための体制

当社は、企業の社会的責任を強く認識して、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対する屈服や癒着を固く禁じ、かつ、これらの勢力へは、毅然たる態度で対応する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、監査補助使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の監査補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 当社は、グループ内部監査部門を設置し、監査役と定期的に連絡会議を開催するなど、監査役の監査が一層効果的かつ効率的に実施できる体制を整備する。

(2) 当社は、監査役会からの要請があった場合に専門スタッフを置くこととし、その人事等については、取締役からの独立性および監査役からの指示の実効性の確保に留意し、取締役と監査役が協議のうえ決定する。

7. 監査役に報告するための体制

(1) 取締役および使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告する。

(2) 取締役および使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施状況および結果を遅滞なく監査役に報告する。

(3) グループの内部統制に重大な影響を及ぼす事実を知った子会社の取締役、監査役および使用人、ならびにこれらの者から報告を受けた者は、遅滞なく監査役に報告する。

(4) 当社および各事業会社は、監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けないよう、保護する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役は、取締役会への業務執行状況報告とは別に、監査役会に対して定期的に業務執行状況を報告する機会を設けるなど、業務執行に対する監査役の監査機能を充分果たせる仕組みを整備する。

(2) 取締役会は、業務の適正を確保するうえで重要な業務執行の会議への監査役の出席を確保する。

(3) 当社は、監査役の職務執行について生じる費用に関して、各監査役から請求があった場合、特に不合理でない限り、速やかに前払いまたは償還に応じる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

＜反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方＞

当社グループは、企業の社会的責任を強く認識して、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対する屈服や癒着を固く禁じ、かつ、これらの勢力や団体へは、毅然たる態度で対決していくことを行動規範に定めております。

＜反社会的勢力排除に向けた整備状況＞

上記の行動規範および反社会的勢力への利益供与等を一切行わないことを記載した対応事例集をグループ企業倫理データベースに掲載するとともに、日常リスク対応マニュアルを制定し、事案発生時には同マニュアルに則った適切な対応ができるように教育・研修を実施しております。

また、人事総務部において、不当要求の情報収集や管理等を行い、反社会的勢力に対するリスクの軽減を図っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

1. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の株券等について買収提案者が現れた場合に、当該提案に応じて当社株式の売却を行うか否かの判断は、最終的に株主の皆様にご判断されるべきものであると考えております。

しかし、株主の皆様が適切な判断をなされるためには、当該買収提案者の買収提案に関する十分な情報が株主の皆様へ提供されるとともに、当該買収提案に代替する案の可能性などについても、検討する機会が提供されることが重要であります。生活者の食の「安全・安定」や「健康価値」に対する意識が一層高まるなか、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるためには、「食のフロンティアカンパニー」として、お客様にご満足いただける優れた品質と価値ある商品・サービスを創造・提供し、広く好感と信頼を寄せられる企業として、社会とともに成長することが必要であり、社会的責任を全うすることを含め、トータルな企業姿勢が求められております。こうしたことに対する理解に欠ける買収提案者が当社の株券等を取得し、短期的な経済的効率性のみを重視して当社グループのこれら競争力を毀損し、中長期的な経営方針に反する行為を行う場合などは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が損なわれる可能性があります。買収提案の中には、上記のように、その態様によっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するものも存在するため、株主の皆様が十分な情報を得た状態で判断をされることが必要であると考えております。

2. 買収防衛策導入について

当社グループは、加工食品事業、水産事業、畜産事業、低温物流事業、不動産事業、その他の事業を行っております。また、その物理的な事業活動の展開についても、子会社、事業所を通じて世界各国にて事業を行っております。当社グループの経営にあたっては、これらの複数の事業に関する幅広い知識と豊かな経験、また世界各国にわたる顧客、従業員及び取引先などとの間に築かれた関係についての十分な理解が必須となりますが、買収提案がなされ、株主の皆様が当該買収提案に応じるか否かの判断をする場合においても、当社の株主の価値を適正にご判断されるために、これらに関する十分な理解が必要となります。

当社は、常日頃より、積極的なIR活動を行うことにより、株主の皆様に対する情報提供に努めてはおりますが、買収提案がなされた場合に、買収提案者に応じるか否かを適切に判断していただくためには、当社と買収提案者の双方から適切かつ十分な情報（当該買収提案者からは、当該買収提案者が意図する当社グループの経営方針や事業計画の内容、当該買収提案が当社株主の皆様及び当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くのステークホルダーに対する影響、食の「安全・安定」をはじめとした社会的責任に対する考え方等）が提供されるとともに、株主の皆様が判断を行うために必要な検討期間が確保されることが必須となります。また、状況に応じて、当社より代替案の可能性を検討し株主の皆様へ提案することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の観点から、より望ましい提案を株主の皆様が選択されることも可能となります。

以上を勘案し、当社は、平成25年5月7日開催の取締役会において、「当社株券等の大量買付けに関する適正ルール（買収防衛策）」（以下、本適正ルール）の継続について決議し、平成25年6月25日開催の当社第95期定時株主総会において、本適正のルールの継続について株主の皆様のご承認を得ております。

本適正ルールは、新株予約権の無償割当てを用いた事前警告型の買収防衛策であり、その特徴は次のとおりであります。

- (1) 本適正ルールは、当社の支配株式等（20%以上）の取得を企図する者を買収提案者としております。
- (2) 本適正ルールにおいて、買収提案に対する対抗措置発動・不発動の中立性を担保するため、買収提案者が本適正ルールの手続に違反しているか否か、および当該買収提案が基本方針等に照らして当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するものであるか否かの検証については、取締役会とは別に、独立性の高い委員から構成される独立委員会においても行われるものとしております。
- (3) 独立委員会は、当社の社外役員または学識経験者等の中から取締役会決議で選任される3名以上の委員で構成されるものとし、独立委員会員の任期は1年としております。
- (4) 本適正ルールのもと、取締役会が、発動時に株主の皆様のご意思を確認せずに買収提案に対する対抗措置を発動できるのは、本適正ルールの手続に違反する事実があり、かつ、独立委員会の発動勧告がある場合に限られております。
- (5) (4)以外の場面で対抗措置が発動される場合には、株主総会の決議を通じて、株主の皆様のご意思が確認されることとなっております。
- (6) 本適正ルールの有効期間は3年間とし、その更新にあたっては、株主総会の承認を得るものとしております。

本適正ルールの有効期間は3年間とし、その更新にあたっては、株主総会の承認を得るものとしております。

なお、本適正ルールの詳細につきましては、当社ホームページ「IRニュース」コーナー

(http://www.nichirei.co.jp/ir/pdf_file/inews/20130507.4.pdf)に掲載する平成25年5月7日付け『「当社株券等の大量買付けに関する適正ルール（買収防衛策）」の継続に関するお知らせ』をご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 会社情報の適時開示に係る基本方針

当社は、企業経営の適法性を確保し、社会の信頼を獲得するという観点から、積極的な情報開示により企業経営の透明性を向上させることが重要であると考えております。そのため、当社グループの企業経営理念に「法令遵守」や「透明性の高い経営の推進」に関する項目を定め、適時開示の迅速性・正確性・公平性を図るとともに、株主・投資家の皆様に対する説明責任を継続的に果たすよう努めております。

2. 適時開示に係る社内体制の状況

当社は、重要な会社情報の管理ならびに自社株式等の売買において、金融商品取引法に抵触する内部取引を未然に防止するため「グループインサイダー取引管理規程」を定め、経理・財務部門がインサイダー取引管理事務局となり、東京証券取引所に登録している情報取扱責任者をインサイダー情報管理責任者としております。

また、適時開示が必要な情報を網羅的に迅速に収集するため、当社が該当する適時開示基準を随時更新し、各部署や事業会社への周知徹底を行っております。

(1) 決定事実・発生事実に関する情報

(イ) 重要な会社情報の収集・把握

「グループインサイダー取引管理規程」に基づき、当社を含むグループ会社の役員および従業員等をインサイダー取引規制対象者とし、重要事実の発生および重要事実を入手した場合には、遅滞なくインサイダー取引管理事務局にその内容を報告しており、インサイダー取引管理事務局もその後遅滞なくインサイダー情報管理責任者へその内容を報告しております。また、インサイダー情報管理責任者は必要に応じて代表取締役へ報告しております。

稟議手続きが必要な案件については、重要事実の発生に係る部署（子会社を含む）より直接、または事業経営支援部を通して経理・財務部門に報告され、その内容を確認した後、当該案件は取締役会または経営会議に付議されます。

(ロ)開示内容の決定

経理・財務部門は、収集・把握した重要な会社情報につき、財務諸表や業績などへの影響額の算出・確認および金融商品取引法や適時開示規則との照合を行い、必要に応じて会計監査人に確認の上、法令や規則に則った開示の要否をインサイダー情報管理責任者へ報告しております。

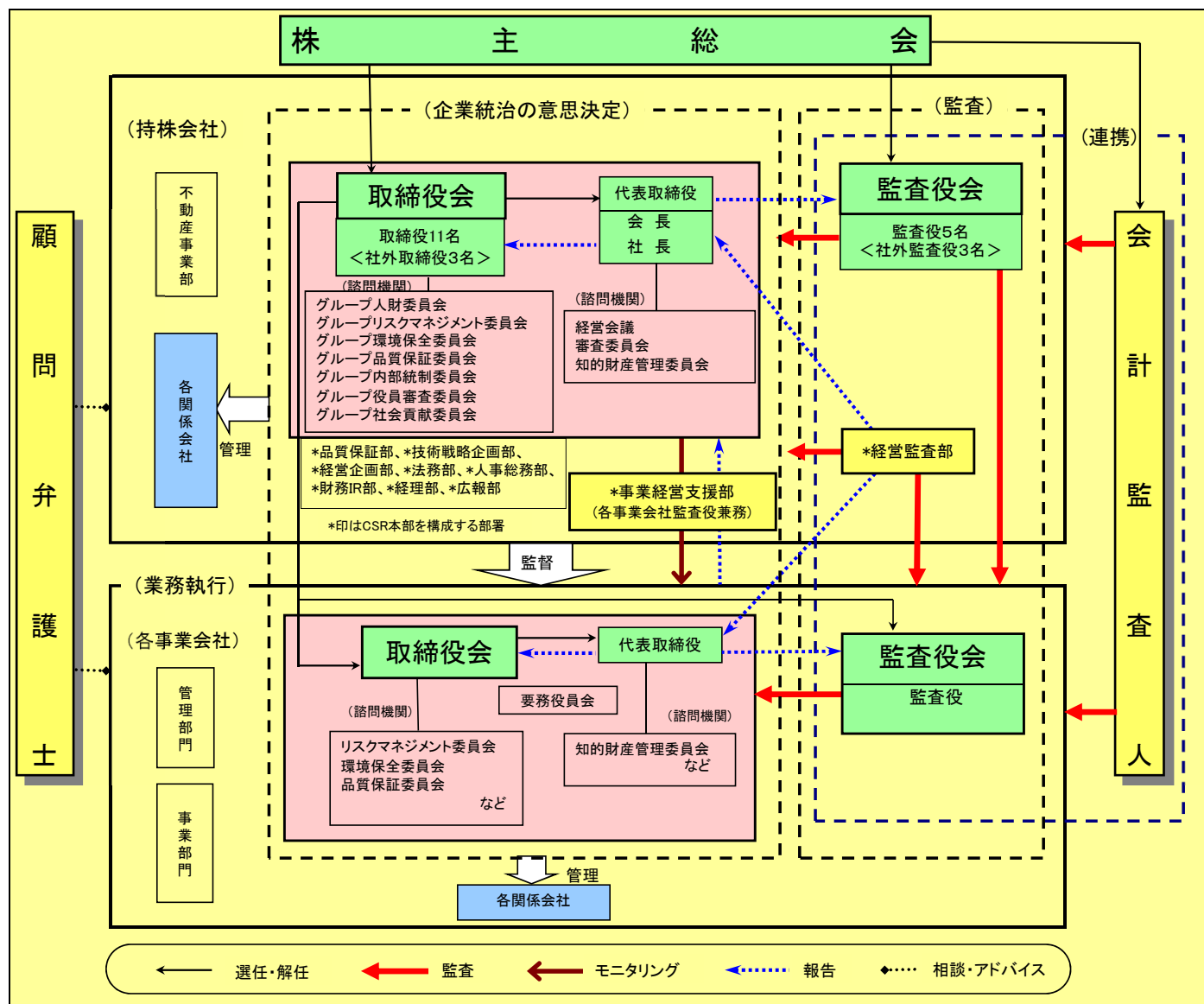
インサイダー情報管理責任者は法令や規則に則って開示が必要と判断された項目に加え、投資判断に重要な影響を与えると認められる事象についても開示の要否を判定し、取締役会または経営会議の決議をもって公表することとしております。ただし、緊急を要する場合は、代表取締役社長の判断で公表できることとしております。

(2)決算に関する情報

決算短信や業績予想等の決算に関する情報については、経理・財務・IR部門が担当部門となり、経営企画部、各事業会社と共同で作成しております。決算に関する重要事項等は、四半期毎に監査役および会計監査人へ事前説明しております。

財務諸表、業績予想等の主要な項目は代表取締役社長およびインサイダー情報管理責任者が事前に確認し、決算情報がまとまり次第取締役会決議をもって公表しております。

決算説明会資料は財務IR部が作成し、代表取締役社長およびインサイダー情報管理責任者の承認を得て公表しております。



(各種委員会の概要)

名称	構成員	開催	目的・位置付け
グループ人財委員会	委員長：代表取締役社長 委員：取締役会からの委嘱者	年2回開催するほか必要に応じて委員長が招集	従業員重視の職場づくりとダイバーシティの推進を基本方針として、グループ会社の人事政策をモニタリングし、有用な施策の共有と、その横断的な展開を推進することにより、従業員の働きがいの向上を通じて新しい顧客価値の創造につなげることを目的とする。
グループリスクマネジメント委員会	委員長：代表取締役社長 委員：取締役会からの委嘱者	年2回開催するほか必要に応じて委員長が招集	当社グループが事業運営上さらされる内外の様々なリスクを全体的視点で合理的かつ最適な方法で管理し、当社グループの企業価値の最大化に寄与することを目的とする。
グループ環境保全委員会	委員長：代表取締役社長 委員：取締役会からの委嘱者	年2回開催するほか必要に応じて委員長が招集	環境負荷の低減、環境保全対応の強化並びに環境法規・条例等の法的要求事項の遵守など、環境保全型社会との共生に寄与することを目的とする。
グループ品質保証委員会	委員長：代表取締役社長 委員：取締役会からの委嘱者	年2回開催するほか必要に応じて委員長が招集	お客様及び社会から期待される商品・サービス品質の実現を目的とする。
グループ内部統制委員会	委員長：代表取締役社長 委員：取締役会からの委嘱者	年1回開催するほか必要に応じて委員長が招集	グループ各社における内部統制システムの整備・運用、モニタリング並びに改善活動を実施することにより、グループ会社の事業運営の健全化、効率化を図ることを目的とする。
グループ役員審査委員会	委員長：社外監査役 委員：取締役会からの委嘱者	必要に応じて委員長が招集	当社及び基幹4社(※)の役員の賞罰の公正を期することを目的とする。
グループ社会貢献委員会	委員長：代表取締役社長 委員：取締役会からの委嘱者	年1回開催するほか必要に応じて委員長が招集	グループ会社がその事業特性を活かし、企業市民として「食や物流に関する教育」や「地域貢献・環境保護」など当社グループらしい社会貢献を推進することを目的とする。
経営会議	議長：代表取締役社長 メンバー：代表取締役会長及び関係役員	毎月第3火曜日を除く火曜日定時に開催	取締役会決議事項以外の事項及び取締役会決議事項の事前審議事項の審議を通じて、当社グループの企業価値の最大化に寄与することを目的とする。
審査委員会	委員長：取締役会からの委嘱者 委員：取締役会からの委嘱者	必要に応じて委員長が招集	当社の従業員及び当社が主管する子会社(基幹4社(※)及びその子会社を除く)の役員・従業員の賞罰の公正を期することを目的とする。
知的財産管理委員会	委員長：代表取締役社長 委員：代表取締役社長からの委嘱者	必要に応じて委員長が招集	総合的な視点から知的財産に関する審査・決定を行うことを目的とする。

(※)基幹4社(㈱ニデレイフーズ、㈱ニデレイフレッシュ、㈱ニデレイロジグループ本社、㈱ニデレイバイオサイエンス)